

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年6月17日 10時30分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市長崎鼻北西方沖 薩摩長崎鼻灯台から真方位326°400m付近 (概位 北緯31°09.6′ 東経130°35.1′)
事故の概要	引船第一義大は、クレーン付台船の周囲を移動中、損壊した潜堤のブロックに乗り揚げた。 第一義大は、右舷プロペラ及び同プロペラ軸に曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月30日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第一義大、19トン
船舶番号、船舶所有者等	290-46406熊本、株式会社森建設
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷プロペラに曲損及び欠損、同プロペラ軸に曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m、うねり 波高約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約120cm
事故の経過	船長は、船首喫水約0.8m、船尾喫水約2.4mの本船でクレーン付台船をえい航して水深約5mの潜堤復旧工事現場に到着した後、えい航索を解き、クレーン付台船の右舷に本船を係留することとした。 船長は、損壊した潜堤から30mも離れていれば、付近にブロックはないものと思い、移動を開始した。
分析	本船は、船長が、損壊した潜堤のブロックの散在状況が分からなかったことから、損壊した潜堤から離れていれば、付近に同ブロックはないものと思って航行し、同ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、損壊した潜堤のブロックの散在状況が分からなかったため、同ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。